

この度、保証委託契約申込書（リー０５９）への変更が必要となります。

見本②

＜ハウスリース＞ 保証委託契約申込書

保証会社（丙）	ハウスリース株式会社
賃借人（乙）	
(1) 賃貸借の目的物	
名 称	号室
所 在 地	(住居表示設定地域は住居表示)
賃 貸 人（甲）	大東建託パートナーズ株式会社

(2) 駐車場		
台	数	駐 車 区 画
(3) 保証期間		
賃 貸 借 期 間	原契約の通り	
保 証 期 間	保証委託契約成立の日または賃貸借期間開始日のいずれか遅い日から契約終了日（明渡し日が原契約終了日より後に到来する場合は明渡し日）まで	
賃貸人（甲）が賃貸借契約における賃貸人の地位を喪失した場合や大東建託パートナーズ株式会社賃貸借契約における管理会社でなくなった場合は、その時点で保証委託契約は終了し、保証も終了します。但し、一定の条件を満たす場合には保証が終了しない場合がございます。詳しくは、後記「保証委託契約約款」第5条をご確認ください。		

(4) 賃貸借費用・保証委託費用 ※賃貸借費用は、必要な全ての金額を表示してはおりません（保証委託費用にかかわる費用のみ表示しています）			
保証委託契約申込プラン		L. 定額クリーニング費前払い型	
月 額 費 用	賃貸借費用※	(ア) 家 賃	
		(イ) 駐 車 場 使 用 料	円（内消費税等 円）
		(ロ) 共 益 費	円
		(ニ) 自 治 会 費 等	円
		(ホ) そ の 他 費 用	円
		(ハ)	
		(キ)	
	保証委託費用	(ク) 小 計	円
		(ケ) 保 証 委 託 料 率	%
		(コ) 保 証 委 託 料	円 (ク) × (ケ) 1円未満の端数切り捨て
(ク)			
契 約 時 費 用	賃貸借費用※	(シ) 敷 金	円
		(ス) クリーニング費	円
	(セ)		
	保証委託費用	(リ) 契約時保証委託料	円
		(タ)	

- ① 賃借人（乙）は、保証委託契約申し込み時に契約時保証委託料を保証会社（丙）にお支払いいただきます。尚、契約時保証委託料は、保証委託契約・賃貸借契約の終了または契約内容の変更があっても返還されません。
- ② 月額の保証委託料は、賃料等（家賃、駐車場使用料、共益費、自治会費等その他毎月定額支払する額の合計金額）に保証委託料率を乗じた額となります。
- ③ 賃料等及び消費税等が変更された場合（駐車場の追加等も含みます）は、変更後の賃料等に保証委託料率を乗じた額となります。
- ④ 月額の保証委託料は、保証委託期間中、毎月の賃料等と 一緒に賃貸人（甲）にお支払いいただき、賃貸人（甲）を通して保証会社（丙）に支払われます。
- ⑤ 詳しくは、後記「保証委託契約約款」第3条をご確認ください。

- (5) 保証の範囲・内容
- ① 保証会社（丙）が保証する債務の主な項目は、以下のものです。
- ・家賃、共益費、駐車場使用料、原状回復費用、賃貸借契約違約金
 - ・賃貸人（甲）が負担した明渡し訴訟費用等の法的な督促費用
 - ・水道光熱費（ただし、賃貸人（甲）が賃借人（乙）から直接回収しているもの）
 - ・その他、賃貸借契約から生ずる賃借人（乙）の債務の一部
- ② 詳しくは、後記「保証委託契約約款」第4条をご確認ください。

- (6) 特約事項
- なし

(7) 賃貸人及び保証会社の表示	
賃 貸 人（甲）	東京都港区港南二丁目１６番１号 大東建託パートナーズ株式会社 電話 03(6718)9102 (代表)
保証会社（丙）	東京都港区港南二丁目１６番１号 ハウスリース株式会社 電話 03(6718)9190 (代表)

- (8) 代位弁済の時期と求償権の行使
- ① 保証会社（丙）が、債務額の立替払い（代位弁済）を行う時期は、賃借人（乙）が賃貸借の目的物及びそれに付随する駐車場を退去した後、賃貸人（甲）から保証会社（丙）に代位弁済の請求が行われたときとなります。
- ② 保証委託契約の保証は、賃借人（乙）の賃料等や原状回復費用等の支払い債務の支払い義務を免除するものではありません。保証会社（丙）が、賃借人（乙）の債務額の立替払い（代位弁済）をしたときは、その代位弁済額を賃借人（乙）に請求（求償）させていただきます。
- ③ 代位弁済後、保証会社（丙）が賃借人（乙）に請求（求償）する額は、代位弁済額、代位弁済の実行に要した費用、求償権の保全に要した費用等です。
- ④ 詳しくは、後記「保証委託契約約款」第6条及び第7条をご確認ください。

- (9) 個人情報の取扱いについて
- ① 賃借人（乙）は、保証会社（丙）が「個人情報の取り扱いに関する同意条項」に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。
- ② 詳しくは、後記「個人情報の取り扱いに関する同意条項」をご確認ください。

建 物 C D	部 屋 C D	契 約 番 号
保証会社		

リー-059 第 26.02

- (10) 賃借人（乙）の緊急連絡先
- 賃借人（乙）は、本人及び入居予定者以外で、予め本人の同意・承諾を得た者を緊急連絡先として賃貸人（甲）及び保証会社（丙）に届け出るものとします。なお、保証会社（丙）は、賃貸借契約にかかる入居申込書に記載された「緊急連絡先」を保証委託契約における緊急連絡先として取り扱うことができ、賃借人（乙）はこれを認めるものとします。

- (11) 家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号
- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 商号又は名称 | ハウスリース株式会社 |
| 住所及び電話番号 | 東京都港区港南二丁目１６番１号 Tel: 03(6718)9190 |

- (12) 登録番号及び登録年月日
- | | |
|-------|---------------|
| 登録番号 | 国土交通大臣（２）第６号 |
| 登録年月日 | 2022年 12月 21日 |

保証委託契約約款

賃借人（以下「乙」といいます。）、ハウスリース株式会社（以下「丙」といいます。）は、賃貸人（以下「甲」といいます。）と乙の間で締結された、表記賃貸借の目的物及びそれに付随する駐車場（以下併せて「本件建物」といいます。）の賃貸借契約（以下併せて「原契約」といいます。）に関して、以下の通り保証委託契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1条（保証委託）

乙は丙に対して、原契約に関して、乙が甲に対して負担する債務について、次条以下に定める内容に従って保証委託契約を申し込みます。丙が乙に対して提出を求めた甲及び必要なる書類等を乙が提出し、本契約の審査を経た後、第3条第6項の支払が完了し、かつ原契約が有効に成立したことをもって、本契約は正式に成立したものとみなします。

第2条（反社会的勢力の排除）

乙は丙に対し、次の各号の事項を確約します。

①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が、暴力団、暴力団関係企業、総合屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと

②反社会的勢力と関係する者を利用せず、本契約の締結をするものではないこと

③自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

ⅰ. 甲または丙に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

ⅱ. 偽計または威力を用いて甲または丙の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第3条（契約時保証委託料及び保証委託料）

①乙は、本契約申し込み時に表記の契約時保証委託料を丙に支払います。この契約時保証委託料は、本契約・原契約の終了または契約内容の変更があっても、乙には返還されません。

②乙は、第3条に規定する保証期間につき、次項に規定する月額の保証委託料を第3項に規定する時期と方法により丙に支払うものとします。

③月額の保証委託料は、表記の家賃、駐車場使用料、共益費、その他毎月定額支払する額の合計額（以下「賃料等」といいます。）に保証委託料率を乗じた額とします。月額の保証委託料に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数は切り捨てるとします。なお、賃料等が変更された場合（消費税等の変更、駐車場の追加等を含みます。）は、変更後の賃料等を基準とし、前記計算方法に依い、月額の保証委託料を算出するものとします。

④前項の月額の保証委託料の計算において、1ヶ月に満たない期間についての賃料等は、原契約で乙が甲に対して負担する賃料等の金額を基準にするものとします。

⑤丙は、契約時保証委託料及び月額の保証委託料の受領履歴を甲または甲の指定する管理会社に付与しているため、乙は、契約時保証委託料については、本契約締結時に甲または甲の指定する管理会社へ支払ひ、月額の保証委託料については、原契約に基づく本件建物の賃料等の支払い時に、賃料等と同月分の月額の保証委託料を甲または甲の指定する管理会社へ支払い、丙は、甲または甲の指定する管理会社から当該契約時保証委託料及び月額の保証委託料を受領します。

第4条（保証対象債務の範囲）

①丙は甲に対して、乙が甲に対して負担する債務のうち、次条の保証期間中に発生した次の各号の債務（①・③については保証期間に相当する分につき、以下「保証対象債務」といいます。）を保証します。

丙、丙による保証債務の履行時期は、第4条によるものとします。

但し、乙が甲に敷金を保証している場合は、甲は丙に対して保証債務の履行を求めるのに先立ち、その敷金を次の各号の債務に各号の順に優先充当するものとし、丙が保証債務を履行するのは優先充当後の債務のみとします

①水道光熱費の滞納分

ⅰ. 甲が乙から直接回収している場合の水道光熱費（株式会社ザスパが乙に対して有する水道光熱費に関する債権について、甲が同会社から債権譲渡を受けて取得した場合の水道光熱費に限る債権を含みます。）

ⅱ. 乙が乙に入居する原契約の住所において、その本件建物の敷金・滞退・保管（最大3ヶ月間）、他分に要した搬入及び本件建物の状況回復費用（乙が負担すべきものに限り、乙が甲に敷金を保証している場合は、甲は丙に対して保証債務の履行を求めるのに先立ち、その敷金を次の各号の債務に各号の順に優先充当するものとし、丙が保証債務を履行するのは優先充当後の債務のみとします

②水道光熱費の滞納分

ⅰ. 甲が乙から直接回収している場合の水道光熱費（株式会社ザスパが乙に対して有する水道光熱費に関する債権について、甲が同会社から債権譲渡を受けて取得した場合の水道光熱費に限る債権を含みます。）

ⅱ. 乙が乙に入居する原契約の住所において、その本件建物の敷金・滞退・保管（最大3ヶ月間）、他分に要した搬入及び本件建物の状況回復費用（乙が負担すべきものに限り、乙が甲に敷金を保証している場合は、甲は丙に対して保証債務の履行を求めるのに先立ち、その敷金を次の各号の債務に各号の順に優先充当するものとし、丙が保証債務を履行するのは優先充当後の債務のみとします

③賃料等の滞納金

ⅰ. 乙からの退去予告による退去の場合、原契約に基づく退去予告期間に代わる賃料等相当額支払義務の本払金

ⅱ. 乙に入居する原契約の住所において、その本件建物の敷金・滞退・保管（最大3ヶ月間）、他分に要した搬入及び本件建物の状況回復費用（乙が負担すべきものに限り、乙が甲に敷金を保証している場合は、甲は丙に対して保証債務の履行を求めるのに先立ち、その敷金を次の各号の債務に各号の順に優先充当するものとし、丙が保証債務を履行するのは優先充当後の債務のみとします

④乙の占ににより発生した火災や爆発による損害に関する下記の債務

ⅰ. 本件建物（構内設備等を含みません。）の被害の修復に要する期間の家賃滞取に対する損害金

ⅱ. 建物の損壊、その他乙以外の損害については保証しません。

⑤原契約の期前終了における、その本件建物の明け渡し義務不履行による使用損害のうち賃料等相当額の範囲での損害金

⑥乙の自費または自費の一部に相当する費用に要する本件建物についての原契約に基づく損害（風損等に起因する収容力の減少等、乙に法的な損害賠償義務が発生するもので、①から④に該当するもの以外の損害）

但し、丙が支払う損害金は事件発生時の月租賃金の30%の8ヶ月分相当額を上限とします。

⑦賃料等の滞納等による乙の債務不履行の原因とした甲による支払滞り、滞退し訴訟等の法的手続きに必要な費用（弁護士費用を除きます。）で、支出の際に甲が丙の承諾を得たもの

但し、甲が丙からの承諾として行う督促等に要した費用（通信費、交通費、人件費）は除きます。

⑧遅延滞事務手数料の滞納分

⑨契約更新事務手数料の滞納分

⑩前項①から⑨により保証する債務以外の債務については、一切責任を負わないものとします。

第5条（保証期間）

①本契約の保証期間は、第1条の本契約成立の日と原契約の賃貸借期間開始日のいずれか遅い日から、原契約の契約終了日（明渡し日が原契約終了日より後に到来する場合は明渡し日）までとし、本契約も同日をもって終了します。

但し、甲、乙及び丙が合意した場合は、この限りではありません。

②保証期間中に、甲が原契約における賃貸人の地位を喪失した場合は、以下の各号のいずれにも該当した場合を除き、理由の如何にかかわらず、その時点で本契約は当然に終了し、丙は、本契約終了日以降に発生する保証債務の履行の責を負わないものとします。なお、以下の各号のいずれにも該当し本契約が継続した場合において、その後に理由の如何にかかわらず大東建託パートナーズ株式会社が原契約における管理会社たる地位を喪失した場合は、その時点で本契約は当然に終了するものとします。

①大東建託パートナーズ株式会社が原契約における管理会社たる地位を引き継ぎ続ける場合

②甲及び賃貸人たる地位を承継する第三者が、丙の承諾を得て、丙所定の手続を行ったとき

③前項により、本契約が終了した場合、丙は次の範囲でのみ保証債務を負い、それ以外には一切責任を負わないものとします。

①保証債務の内容と債務額の確定…本契約終了時点までに発生している保証対象債務から、乙が甲に預託した敷金相当額を控除した残債務

②履行時期…次条第1項によりする

第6条（保証債務の履行時期）

①本契約に基づく丙による保証債務の履行時期は、保証債務の額が確定（保証対象債務の発生が終息し、かつ、甲が乙への相当の請求行為を行ったにもかかわらずそれ以上の回収が見込めず、その額が確定し、または確定したと丙が認めたとき）後、甲が丙に確定した保証債務の請求を行ったときとします。

②前項により、甲が本契約に基づいて保証債務の履行を請求したときは、丙は乙に対して、何らの通知をすることなく、保証債務を履行することによるものとします。

③乙は、乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことによる正当な事由がある場合は、丙に対して、速やかにその事由を書面により連絡するものとします。

但し、乙は該事由の存在をもって、第3条の契約時保証委託料及び月額保証委託料の支払債務を免れることはできないものとします。

④丙は、前項の場合、乙が債務を履行しないことについての協議が甲乙間で解決されるまでは、第1項の保証債務の履行を停止することができるものとします。

⑤乙は、丙が第1項に基づいて保証債務を甲に履行するときまでに、第3項による連絡をしなければ、第3項の事由の存在を理由にして次条の丙による求償請求を拒むことはできません。

第7条（求償債務の履行）

丙条において、丙が甲に対して保証債務を履行したときは、乙は、次の各号の金額を速やかに丙に支払うものとします。

①丙の甲に対する保証債務の履行額

②丙の甲に対する保証債務の履行に要した費用

③丙の乙に対する求償権の行使または保全に要した費用

第8条（乙による解約）

乙は、甲及び丙の承諾がなければ、本契約を解約できないものとします。

第9条（乙の届出事項の変更）

①乙は、本件建物に入居後、電話を設置したときは、速やかに電話番号を甲または甲の指定する管理会社を通して丙に届け出るものとします。

②乙は、氏名、住所、電話番号等を甲または甲の指定する管理会社及び丙に届け出た事項を変更したときは、速やかに変更事項を書面をもって、甲または甲の指定する管理会社を通して丙に届け出るものとします。乙が本件建物を退去し、明け渡しを完了した後であっても、乙の甲または甲の指定する管理会社に対する債務不履行がある場合は、乙は本項における変更事項の届出を免れないものとします。

③乙にかかわる後见人、保証人、補填人及び任意後见人並びにこれらの監理人が滞退した場合には、登録事項証明書等を添付のうえ、遅滞なく書面をもって、甲または甲の指定する管理会社を通して丙に通知するものとします。

④乙は、第2項の氏名、住所等の変更を通知することにより、丙から通知または添付書類等が滞着または不到達となっても、丙が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに同意しないものとします。

第10条（乙の承諾事項）

①乙及び丙は、本契約申込書または本契約申込書の写しを甲または甲の指定する管理会社が保有することを予め承諾します。

②乙は、甲または甲の指定する管理会社が乙の賃料等並びに契約時保証委託料及び月額保証委託料の支払い状況、遅延滞事務手数料及び契約更新事務手数料の発生・支払い状況、原契約の変更及び終了について、毎月丙に報告（電磁的手段による支払い状況の丙への公開を含みます。）することを予め承諾します。

③乙が、前条第1項、第2項及び第3項の丙への届出・通知を行わなかった場合、乙が届出・通知すべき事項について、甲または甲の指定する管理会社が知り得ている範囲で、その内容を甲または甲の指定する管理会社が丙に通知することを予め承諾します。

④乙は、乙の所在を甲または甲の指定する管理会社及び丙が確認できない場合、その他の必要性があるときは、甲または甲の指定する管理会社または丙が緊急連絡先に連絡することを予め承諾します。

第11条（再委託）

丙は、本契約に定める丙が実施する業務の一部を甲または丙が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第12条（本契約の終了）

①丙は、法令等の改正その他の理由により本契約の継続が困難と判断した場合は、2ヶ月までに乙に通知することにより本契約を終了することができます。

②前項の乙、乙について、次のいずれかに該当した場合には、丙は何らの報告もせずして本契約を解除することができます。

①第2条の範囲に反する事実が判明したとき

②本契約締結後、乙が本契約締結後、自らもしくは役員が反社会的勢力に該当したとき

③前2項により本契約が終了する場合、第3条第3項を準用し、乙は、本契約の終了を理由にして、丙に損害賠償を請求することはできないものとします。



第13条（管轄裁判所）

乙及び丙は、本契約から生ずる一切の紛争について、丙の本店を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を第1審の付加的合審管轄裁判所とすることに合意します。

第14条（協議事項）

本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については、乙及び丙は、開通法規並びに慣習等に従い、誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとします。

第15条（個人情報の保護に対する基本姿勢）

丙は、本契約の申し込みに際して取得した乙の個人情報について、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために、「個人情報保護方針」、「個人情報保護規程」を定め実行するものとします。

第16条（本契約の変更）

丙は、民法548条の4の規定により本契約の変更をすることができず、本契約を変更する場合、丙は、丙のウェブサイトその他丙が適切と判断する方法にて本契約を変更する旨及び変更後の本契約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

個人情報の取り扱いに関する同意条項（以下「本同意条項」といいます。）

保証委託契約（以下「本契約」といいます。）の申込者（賃借人、以下「乙」といいます。）は、ハウスリース株式会社（以下「丙」といいます。）が本同意条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）

乙は、丙が次の各号に記載の個人情報第3条の目的で収集・利用・保有することに同意します。

①氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、年収、健康保険区分、居住年数、住所、勤務先名称、勤務先電話番号、業種、職種、勤続年数、家族構成、入居予定者情報、緊急連絡先情報等の本契約申し込みにあたって、乙が丙に提出した必要書類に記入・記載された属性情報

②本契約に関する申込日、保証委託契約日、保証委託料、月額賃貸借費用、賃貸借建物の詳細等の契約情報

③本契約に関する賃貸借契約後の賃料支払い状況、保証委託料の支払い状況等の取引情報

④運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カード等、本人確認のために提出された書類に記載された情報

⑤丙が、乙から通知を受ける等により知り得た上記①及び④に関する変更情報

⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、インターネット、電話帳または住宅地図等において公開されている情報

第2条（関連する個人情報）

丙は、緊急連絡先及び入居予定者等の関係者に関する個人情報についても、本同意条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

丙は、第1条の個人情報を次の各号の目的で利用します。

①本契約及び本契約以外の丙と締結する契約に関する与信（保証審査）のため

②本契約及び丙と賃貸人との間で締結する賃貸保証契約の履行、契約管理、アフターサービスの実施のため

③本契約の履行にかかる債権の主張または事前主張のため

④乙にとって有用と思われる情報・サービスの提供のため

⑤その他丙が各号の業務に関連する業務を遂行するため

第4条（個人情報の第三者への提供）

①乙は、丙が前条の利用目的を達成するために、第1条の個人情報を次の各号の者に提供することに同意します。

①本件建物の所有者、賃貸人、転賃人

②賃料等の収納代行会社、金融機関

③本契約にかかわる業務の一部を委託している大東建託株式会社及び大東建託パートナーズ株式会社、その他丙の関連会社

④利用目的を達成するために必要となる、申込者、連帯保証人予定者、連帯保証人、賃貸借建物の管理会社・仲介会社、緊急連絡先もしくは同居人等の乙の関係者、またはその他の第三者

⑤その他、乙が第一者に不利と見做すことと丙が判断した場合の当該第一者

⑥乙は、第1条の個人情報を、次の各号の場合を除き、本人の承諾なく第三者に開示・提供することはありません。

①法令に基づき場合

②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5条（個人情報の安全管理）

①丙は、従業員に対して、個人情報保護のための教育を行い、乙の個人情報を厳重に管理します。

②丙が保有する個人情報については、丙の「個人情報保護規程」に従い、必要なセキュリティ対策を講じます。

③丙は、第3条に定める利用目的に応じた範囲内において、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託先に対して漏洩を行わないよう義務づけ、適切な管理を実施します。

第6条（個人情報の開示・訂正）

乙は、丙が保有するこの個人情報の開示・訂正を希望される場合は、第10条に記載の問い合わせ窓口までご連絡ください。

第7条（本契約が不成立の場合）

乙は、本契約が不成立の場合または成立後に解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず、本契約の申し込み及び本契約の履行にともない取得した個人情報、本同意条項に従って一定期間利用されることに同意します。

第8条（本同意条項に不同意の場合）

乙が、本契約の申し込み・締結に必要な事項等の情報の提出及び本契約の申込書に乙が記入すべき事項の記入等を希望しない場合並びに本同意条項のいずれかに同意しない場合には、丙は本契約をお断りすることができるものとします。

第9条（審査結果の通知）

乙は、丙が乙からの申し込みに基づき、丙が審査した時点の審査結果を賃貸借建物の所有者、賃貸人、管理会社、仲介会社及び取扱会社へ通知することに同意します。

第10条（問い合わせ窓口）

個人情報に関する丙への問い合わせ窓口は、次の通りです。

『お客様サービス課』（大東建託グループ総合窓口） 電話 0120-1673-43（フリーダイヤル）／ E-MAIL cs@rentaku.co.jp

賃借人（乙）は、賃貸借契約に基づく債務の一部の連帯保証を保証会社（丙）に委託するために、本保証委託契約申込書及び「保証委託契約約款」に記載の各条項を承諾し、「個人情報の取り扱いに関する同意条項」に同意し、別紙重要事項説明書類「保証委託契約お申込みについて」の交付及び説明を受け内容について十分に理解したうえで、保証委託契約を申し込みます。

尚、審査の結果、保証委託契約を引き受けできない場合があること、また、引き受けできない理由については回答を得られないことを予め承諾します。

保証会社（丙）ハウスリース株式会社 御 中

申込日 年 月 日

賃借人（乙） 住 所

氏 名

電 話

入居後電話

（自宅・携帯）

印